

これからの更生保護事業に関する有識者検討会（第3回）議事録

1. 日 時 平成30年6月25日（月）午後3時30分から同5時30分

2. 場 所 法務省15階会議室

3. 出席者

（座 長）横田尤孝（弁護士・元最高裁判所判事）

（座長代理）安部哲夫（獨協大学法学部教授）

（構 成 員）伊藤富士江（上智大学総合人間科学部教授）

今福章二（法務省大臣官房審議官）

坂井文雄（全国更生保護法人連盟理事長）

田中常弘（更生保護法人富山養得園理事長）

谷口太規（弁護士）

藤野京子（早稲田大学文学部教授）

森山秀実（更生保護法人東京実華道場

更生保護施設ステップ竜岡施設長）

湯川智美（社会福祉法人六親会常務理事）

4. 要 旨

（1）事務局からの資料説明等

（2）ヒアリング及び質疑等

社会福祉法人南高愛隣会顧問田島良昭氏から事業内容等について説明がなされた後、質疑応答がなされた。

【田島良昭氏御説明内容要旨】

- ・ 今から10数年前に刑務所の中に高齢者や障害を有する者が沢山いると聞いて刑務所の中に障害を持った人がいると初めて知った時は驚き、これについての調査をしようと思い立ったのが、刑務所出所者支援や更生保護事業に参画するきっかけであった。
- ・ その後、研究を進めていく中で、やはり刑務所には障害を持った人や高齢者が沢山いるということ、私達福祉の側がこの事実気づかなかったためにそれまで十分な支援ができていなかったということを認識した。
- ・ 当時は、厚生労働省と法務省の間で、刑務所の中にいる知的障害者やその疑いのある者の数の認識に差があり、これは今でも、障害者の捉え方の差として残っているのではないかと考えている。
- ・ また、平成21年度には、更生保護施設の在り方に関する検討会も開催され、更生保護施設と社会福祉施設の連携や相互活用についても提言がなされていたと思うが、現在でも形になっていないのではないかと考えている。現状では、社会福祉法人から更生保護事業に参入するといった動きはほ

とどなく、一方で更生保護法人が更生保護事業以外に手を広げていく余力もない。

- ・ 今後、更生保護事業に参入したいという後継者が続々と現れるような仕組みを創り上げていかない限り、更生保護施設の機能は縮小していくばかりであると思われる。こうした状況の中、更生保護施設への過大な期待をどのように背負っていけば良いのか、思案してしまう。
- ・ 現在の更生保護施設は、高齢者や障害者に加え薬物の一部執行猶予者も受け入れることが求められており、実際の処遇は大変難しいと思われる。さらに、更生保護施設は規模が相対的に小さいことから、経営や職員確保にも苦しんでおられるところがほとんどであり、制度を含め、何とか改善をしてもられないかと強く思っている。
- ・ また、更生保護施設や更生保護事業をもっと社会に知ってもらうためにも、広報にも力をいれる必要があると考える。
- ・ 刑事司法の世界において何が一番の問題かという点、現在は人生80年と言われている中、人生50年の時代に設計された制度であるのではないかとことである。この30年のずれが、更生保護事業における高齢者や障害者への支援の難しさにつながっていると思われる。人生80年の時代に合わせた更生保護の仕組みとは何かを根本から考え、実行してもらいたい。そして、それをどのように福祉につなぐかを考え、更生保護が社会への接着剤となっていけるような制度を考えてもらいたい。

【田島良昭氏と構成員との質疑応答】

- ・ 貴法人が更生保護事業に参入した平成21年頃は、社会福祉法人を始めとした他法人の参入を促す動きが活発であったと理解しているが、現在、社会福祉法人で更生保護事業を営んでいるのは貴法人のみである。何がネックとなって、南高愛隣会しか更生保護事業に参入しなかったのか教えていただきたい。

(回答：更生保護事業への参入については、当時、厚生労働省と法務省で協議を重ね、道を拓いていただいたと認識している。私自身も、全国の拠点となる場所において講演をし、同じ社会福祉事業を営む仲間と一緒に更生保護事業を始めようと声を掛けて回り、11法人に事業参入に手を挙げていただいた。しかしながら、結果的に、事業参入した法人は当法人以外になく、その理由は判然としなかった。そして、現在では、その理由が判然としないことそのものが、その後の社会福祉法人による事業参入を躊躇させる原因となっている。その後、自立準備ホームという形での福祉と更生保護の連携のスキームができたが、自立準備ホームにはシェルターの的な意

味合いが強いように感じており、社会福祉法人による更生保護事業への参入のスキームとは趣旨が異なるものと理解している。)

- ・ 更生保護施設を大規模な施設にしていけない限り、安定的な経営を維持することは無理だという御趣旨と理解させていただいてよろしいか。

(回答：更生保護施設に限らず、定員20人の施設を単体で運営していくことは非常に難しいと思っている。現に、かつて障害者福祉の分野でも、定員20人職員4名の「通勤寮」を営む制度があったが、ほとんど広がりを見せないままに終わった。医療の分野における診療所についても、現在はほとんど存在しなくなっている。これらの背景にはいずれも、小規模施設を単体で運営することの経営上の難しさがああり、その観点から、更生保護事業と社会福祉事業を組み合わせることを提言させていただいた次第である。)

- ・ 更生保護法人が社会福祉事業やその他の事業分野へ参入することについては、どう考えるか。

(回答：社会福祉事業は、サービスを受けるための手続に時間が掛かるが、更生保護分野は緊急的な保護が可能である。福祉機関につながるまでのシェルターの役割ができるのは更生保護事業の強みであり、その強みを活かしていただくことが重要だと考えている。)

(3) 更生保護施設等の更生保護に関する拠点機能についての検討

【個別対象者に対する支援のための拠点】

- ・ 更生保護施設は、地域に貢献するというよりも迷惑を掛けないようにするためにどうするかということを毎日考えている。地域社会への貢献というのは、地域社会一般や地域の幅広い方々に対する貢献であり、ここで地域の更生保護団体への貢献に関する議論に終始してしまうと、開かれた地域社会への貢献とはかけ離れたものになってしまうようにも思われる。地域社会への貢献の切り口としては、更生保護施設も立派な機能を持った施設なのだなということを総論として賛成してくれる人を増やしていくことが一番大事なことだと感じている。また、更生保護の関係団体がまとまってワンストップのサービスがすぐにできるような機能を作るなど、一般市民、地域住民に対してどれだけ貢献できるかといった観点からの考え方もあるのではないかと感じた。
- ・ 地域拠点といったときには、例えば、障害者の世界であればレスパイトケアのような形で一旦入院に活用できる場所があるが、刑務所出所者等にはそのような場所はない。これまでは、更生保護施設がそういったシェルターの役割を果たすための制度も予算もなかった。また、更生保護施設は宿泊を伴う事業に手を取られていて、これまで、シェルターのような地域拠点的な

活動にまで十分手が回っていなかった。今後は、まず法制度や予算の手当てを行うとともに、更生保護施設においても、単体として更生保護施設の中で完結型でやるという発想から抜ける必要がある。これにより、専門家や一般市民等の地域住民と助け合い、巻き込んだり巻き込まれたりする関係性を基盤とする処遇を展開していく取組を地道に進めていくことがネットワーク作りなのだろうと思う。

- ・ 社会福祉関係の人達が処遇などに色々な問題を抱えて、更生保護施設に相談をしてることがある。そういう意味で更生保護施設は精神的な拠点としても、機能的な役割を果たせるのではないかと思う。
- ・ 地域社会への貢献というと、とても大きな話のように考えてしまうが、それぞれの施設が抱える地域事情も踏まえつつ、今ある更生保護施設が持っているもので地域に提供できるものは何かという視点から整理をしていくと具体的に地域社会への貢献について考えられるのではないか。漠然と夢を描くよりも、現実に今やれていることの中から見出してみるのもよいのではないかと思う。

(4) その他

今後の議論の進め方について、構成員から以下のとおり発言があった。

- ・ 過去の検討会における提言内容のうち、未だ達成できていないものについて、達成できなかった理由等について整理した上で、本検討会で集中的に検討を加えることとしてはどうか。